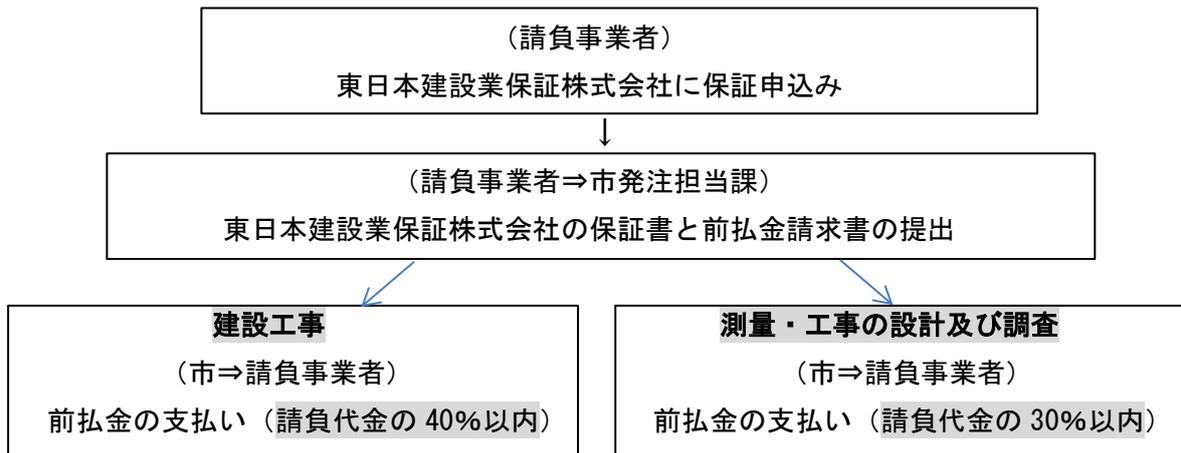


# 建設工事等の請負契約における前金払請求の流れ

野々海市

## 前金払

- ・ 建設工事、工事の設計及び調査又は測量に関する業務の契約であること
- ・ 請負金額が 200 万円以上のもの



## 中間前金払

- ・ 前金払をした建設工事であること

(支払要件) 以下のすべてに該当していること

- ・ 工期の 2 分の 1 を経過していること
- ・ 工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が完了していること
- ・ 出来高が 50% 以上あること

